

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に定める書類)

INCLUSIVE Holdings 株式会社
INCLUSIVE 株式会社

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

2025年 10月 1日

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
INCLUSIVE Holdings株式会社
代表取締役 藤田 誠

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
INCLUSIVE株式会社
代表取締役 藤田 誠

INCLUSIVE Holdings株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社であるINCLUSIVE株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2025年5月23日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社のINCLUSIVE Holdings株式会社が営む一切の事業（ただし、グループ会社管理事業を除き、以下「対象事業」という。）に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行ないました。本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割の効力発生日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年10月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項

- (1) 吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）
会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はいませんでした。
- (2) 株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
分割会社は、会社法第785条第4項に基づき、2025年8月25日に株主に対して公告を行いました。同条第1項に従い分割会社に対して株式の買取を請求した株主はいませんでした。
- (3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
該当事項はありません。
- (4) 債権者異議手続の経過に関する事項（会社法施行規則第189条第2号ロ）
吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年8月25日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

- (1) 吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第189条第3号イ）
会社法第796条の2に基づき、分割会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はいませんでした。
- (2) 株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）
吸収分割会社が吸収分割承継会社の100%の株式を有するため、分割会社に対して株式の買取を請求した株主はいませんでした。
- (3) 債権者異議手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）
吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年8月25日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から本件吸収分割契約に定められた資産、契約、権利義務等を承継しました。

5. 変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2025年10月1日以降遅滞なく行う予定です。

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以 上